

# 令和7年度特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託 企画提案募集要領

## 1 業務の目的

特定健康診査及び特定保健指導については、被保険者の生活習慣病の予防につながる重要な取組であるが、本県内の市町村国保は平均で受診率及び実施率が国の定めた目標値に達していない状況である。

その一方で、これらの取組については、医療費適正化の観点から、多くの被保険者に確実に実施することの重要性が年々高まっている。

そこで、受診率等の低い市町村国保に関して、専門の事業者による効果的な個別勧奨通知等を企画提案の上、実施することで、県内市町村国保の特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の底上げを図る。

なお、委託先業者は公募型プロポーザル方式により募集の上、決定する。

## 2 業務の概要

- (1) 委託業務名 令和7年度特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 業務内容 別添、令和7年度特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 履行期限 令和8年3月31日（火）
- (5) 委託予定額 61,003千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 3 スケジュール（予定）

- (1) 公告日 令和7年2月26日（水）
- (2) 質問事項の受付期間 令和7年2月26日（水）～3月5日（水）16:00まで
- (3) 企画提案書受付期間 令和7年3月6日（木）～3月14日（金）17:00まで
  - ①参加申込連絡期限 令和7年3月13日（木）17:00
  - ②企画提案書提出期限 令和7年3月14日（金）17:00
- (4) 審査期間 令和7年3月26日（水）～28日（金）まで  
（プレゼンテーション審査をいずれか1日で実施予定。）
- (5) 審査結果通知 令和7年4月上旬
- (6) 委託契約締結日 令和7年4月下旬予定

## 4 参加資格

(1) 次のアからキまでの全てに該当する法人であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の競争入札又は随意契約に参加させないこととされた者でないこと。
- ウ 本件公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 本件公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- カ 本業務と同様の業務を自治体から受託し、厚生労働省発表の市町村国保全体での規模（大中小）別の受診率よりも受診率が低かった自治体において、令和元年度（令和2年度は除く）以降、翌年度の受診率が2ポイント以上向上した実績を複数事例有する者であること。
- キ 厚生労働省が公開している受診率向上ハンドブック等を踏まえた定性・定量的な課題に対して、対策を講じた特定健診受診率向上のためのコンサルテーション事業を自治体と実施した実績を有する者であること。

## 5 募集要領に対する質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。なお、件名は「(企業名・提出日) 特定健診受診勧奨等業務委託に関する質問」とすること。

送付後、到達したことを12の担当窓口にて電話により確認すること。

(1) 提出書類

委託業務公募に関する質問書（様式1号）

(2) 受付期間

公告日から令和7年3月5日（水）16:00まで

(3) 送付先

「12 担当窓口」に同じ。

#### (4) 回答方法

質疑に対する回答は、国保医療課のホームページにおいて、質問した法人名等を伏せて掲載する。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0702/index.html>

#### (5) 留意事項

来所や電話による口頭での質問は受け付けない。

## 6 企画提案書等の提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類

次のア～エについて、郵送又は持参により原本1部、写し7部（合計8部）を提出すること。

あわせてア～ウについては電子ファイルも提出すること（（3）のとおり）。電子ファイルの形式はワード、エクセル、パワーポイント又はPDFのいずれかとする。この他の形式を希望する場合は、事前に「12 担当窓口」に連絡し了承を得ること。

ア 企画提案書（様式2号）

イ 企画提案内容

企画提案については、仕様書に基づき次の事項を記載すること。

記載に当たっては、7（2）に留意すること

様式は任意とするがA4判に印刷可能なサイズ（縦横混在可）で作成すること。

(ア) 企画提案の理念と基本方針

(イ) 仕様書の各項目に沿った業務実施内容、方法及び目標達成のための方策・取組

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 業務実施体制

(オ) 国、自治体におけるこの業務に類する業務の実施実績

4（1）カの参加資格を満たす受診勧奨業務について、自治体での実績の契約書の頭紙の写しを複数提出すること。

(カ) 提案時点で想定する効果的な特定健康診査未受診者受診勧奨通知の仮デザイン案及び特定保健指導未利用者利用勧奨の仮デザイン案、又は過去の類似業務（他自治体における業務可）におけるデザイン実績

(キ) その他、必要と思われる事項

ウ 委託料の参考見積書（様式任意・押印不要）

(ア) 「2（5）委託予定額」に掲げる上限額の範囲内で作成すること。

(イ) 経費の内訳書を添付すること。

(ウ) 参考見積書等の日付は「12 担当窓口」に連絡し指示を受けること。

エ 法人の登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

令和7年3月6日（木）～令和7年3月14日（金）17:00とする。

(3) 電子ファイルの提出方法・提出期限

参加希望者は、アのとおり電子メールで参加申込メールを送信する。

埼玉県（国保医療課）は、参加者から受信したこの電子メールの本文に記載された「担当者連絡先メールアドレス」あてに「ファイル送受信システム県庁ファイル便セキュアデリバー」を用いてEメールを送信する。

参加者はこのシステムを用いて、上記（1）ア～ウの電子ファイルを埼玉県（国保医療課）へ送信提出すること。

ア 参加申込メールの送信

受付期間：令和7年3月6日（木）～令和7年3月13日（木）17:00まで

送信先：埼玉県 保健医療部 国保医療課 国保企画担当

E-mail：a3350-11@pref.saitama.lg.jp

メール記載内容：タイトルは「（企業名）特定健診受診率向上事業企画提案書 提出希望」とする。

本文に、「企業名」、「担当者名」、「担当者連絡先メールアドレス」及び「電話番号」を記載の上、送信する。なお、このメールには添付資料は不要です。

イ 企画提案書等の電子ファイルの送信

受付期間：令和7年3月6日（木）～令和7年3月14日（金）17:00

送信先：ファイル送受信システム県庁ファイル便セキュアデリバーによる

## 7 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、県が別に設置する審査委員会において、企画提案書等を提出した者によるプレゼンテーションを行い、プレゼンテーション実施後、審査委員会が提案内容等を総合的に審査評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には書類審査による1次審査を行い、1次審査を通過した者（上位3社程度）がプレゼンテーションを行うものとする。

プレゼンテーションの実施日程及び実施方法については、別途、企画提案書の提出

者に対して電子メールで通知する。

## (2) 審査基準

別記「審査基準」のとおり。

なお、提出期限までに提出された企画提案書の資料等のみをプレゼンテーション審査の評価の対象とし、提出書類に記載されていない内容は審査評価の対象としないので留意すること。

## 8 委託先候補者の決定

審査委員会による審査評価結果を踏まえ、県が委託先候補者を決定する。審査結果は応募者に対し電子メール添付文書により通知する。

## 9 契約方法

本要領に基づいて提出された企画提案書等を元に、委託先候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

なお、委託先候補者は、業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や契約締結ができないことが判明した場合、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を12に記載する連絡先まで提出すること。

## 10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合
- (2) 企画提案者が提出書類等に虚偽の記載をした場合

## 11 留意事項

### (1) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

### (2) 応募書類等の取扱い

提案書類及び電子ファイルは返却しない。

埼玉県は提出者に無断で本応募以外の目的において、提出書類を使用したり漏らしたりはできない。

落選した応募者の提案書類および提案に記載されたデータ等は非公開とする。

### (3) 提案書類に係る著作権等の取扱い

提案書類の著作権は各応募者に帰属するものとする。

なお、契約締結時に、受注者が提出した書類の著作権は埼玉県に帰属するものとする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は受注者が負うものとする。

#### (4) 企画提案公募の停止等

令和7年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額や執行可能時期の遅れがあったとき等、緊急等やむを得ない場合は、企画提案募集を停止、中止又は取り消すことがある。この場合において当該企画提案に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

#### (5) 応募辞退について

企画提案の提出後に応募を辞退する場合は、12の窓口に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載のうえ提出すること。

#### (6) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

## 12 担当窓口

埼玉県 保健医療部 国保医療課 国保企画担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3350-11@pref.saitama.lg.jp

TEL : 048-830-3359